

## 第10章 参考資料

### 用語解説

本基本構想の文中で用いられているもの及び特に説明が必要と考えられる用語についての解説を示します。

あ行

#### [荒川区高齢者プラン]

老人福祉法第20条の8に基づく区市町村老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく区市町村介護保険事業計画を一体のものとして、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「第8期荒川区高齢者プラン」を策定。「健康づくりで元気に」「自立を目指して」「ともに支え合って」を基本理念として、「地域の連携と支援により、安心して住み続けることができるまち あらかわ」を基本目標として、様々な施策を展開している。(出典：「第8期荒川区高齢者プラン」)

#### [荒川区子ども・子育て支援計画]

「みんなで支えあい 未来への夢と希望に満ちあふれた子どもたちの笑顔でいっぱい  
のまち あらかわ」を基本理念に、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動  
計画」、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策計画」及び「母子保健計画」の5つの  
計画を一体のものとして、令和2年3月に「第2期荒川区子ども・子育て支援計画」を  
策定。保育園の待機児童解消や学童クラブの整備等に加えて、妊娠から出産、子育て、  
子どもの成長を通じて切れ目のない支援を行い、子どもの権利を守ることを基本に、子  
どもと子育て家庭に対する支援、児童虐待の未然防止と子ども家庭総合センター（区児  
童相談所）の設置運営、子どもの貧困対策、困難を抱える若者の支援を一体的に推進す  
る。(出典：「荒川区子ども・子育て支援計画」)

#### [荒川区障がい者総合プラン]

障害者基本法に基づく区市町村障害者計画に相当する「荒川区障がい者プラン」、障害者  
総合支援法に基づく区市町村障害福祉計画に相当する「荒川区障がい福祉計画」、児童福  
祉法に基づく区市町村障害児福祉計画に相当する「荒川区障がい児福祉計画」を一体的  
に策定した計画で、平成30年3月に策定。「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち  
あらかわ～生涯住み続けられる地域社会の実現～」を基本理念として、様々な施策を展  
開している。(出典：「荒川区障がい者総合プラン」)

#### [荒川区都市計画マスタープラン]

都市計画に関する基本的・総合的・長期的計画であり、都市計画法第18条の2に定め  
る「市区町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。平成21年3月に策定。荒川

区全体の将来都市構造や分野別街づくり方針、地域別の街づくりの将来像や整備方針などを定めている。(出典：「荒川区都市計画マスタープラン」)

#### [移動等円滑化基準]

バリアフリー法に基づいて、公共交通事業者等が旅客施設及び車両等を新たに整備・導入等する際に義務基準として遵守しなければならない内容を示したもの。(出典：国土交通省「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編)」)

#### [移動等円滑化経路協定]

重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度。(出典：国土交通省 HP)

#### [エスコートゾーン]

道路を横断する視覚障がい者の安全性及び利便性の向上を図るため、横断歩道上で視覚障がい者が横断時に、横断方向の手がかりとする突起体のこと。(出典：「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」)

か行

#### [交通バリアフリー法]

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年11月15日制定)の略称。高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、Ⅰ. 鉄道駅等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進する、Ⅱ. 鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進することを目的とする。バリアフリー法の施行に伴い、ハートビル法と統合・拡充された。(出典：国土交通省HP 交通バリアフリー法の趣旨)

#### 「心のバリアフリー」

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

(出典：「ユニバーサルデザイン2020行動計画」)

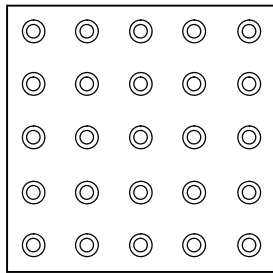
さ行

#### [視覚障がい者誘導用ブロック]

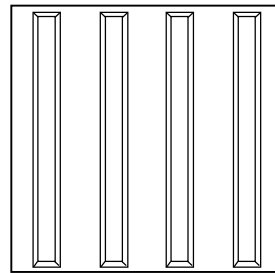
視覚障がい者が通常の歩行状態において、主に足の裏の触感覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックであり、道路及び沿道に関してあ

る程度の情報を持って道路を歩行中の視覚障がい者に、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するための施設（出典：国土交通HP）

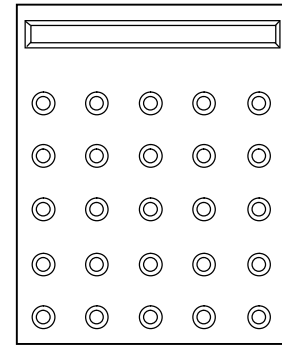
このうち、点状ブロックと1本の線状突起を1組としたものを「プラットホーム縁端警告用内方表示ブロック」という。（なお、プラットホームの内方を示す1本の線状突起のみの場合は内方線と称する。）（出典：国土交通省「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）」）



点状ブロック



線状ブロック



プラットホーム縁端警告用  
内方表示ブロック

#### [重点整備地区]

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等の生活関連施設を含み、それらの相互施設間の移動が通常徒歩で行われ、バリアフリー化事業が重点的・一体的に実施される地区。

（出典：国土交通省HP）

#### [障がいの社会モデル]

障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障がい、知的障がい、発達障がいを含む精神障がい、難病その他心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方。例えば、足に障がいのある人が建物を利用しづらい場合、足に障がいがあることのみが原因ではなく、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況にも原因があるという考え方。（出典：「東京都福祉保健局『心のバリアフリー』の実践に向けたハンドブック」）

#### [生活関連施設]

高齢者、障がいのある人等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設で優先してバリアフリー化をしていく施設。（出典：荒川区都市計画課HP）

#### [生活関連経路]

生活関連施設の間を結ぶ道路で、優先してバリアフリー化をしていく道路。（出典：荒川区都市計画課HP）

た行

[特定公園施設]

移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設（出典：バリアフリー法 第2条十三）

[特定事業計画]

バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業（バリアフリー化に関する事業）に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業等がある。（出典：バリアフリー法 第28条、第31条、第33条、第34条、第35条、第36条、第36条の二）

[特定路外駐車場]

駐車場法第2条第二号に規定する路外駐車場（道路法第2条第2項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの。（出典：バリアフリー法 第2条十三）

[特定旅客施設]

旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するもの。政令では1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上であること又は相当数の高齢者や障がいのある人等の利用が見込まれることなどの要件に該当する旅客施設のこと。（出典：バリアフリー法 第2条七）

[特定建築物]

学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。（出典：バリアフリー法 第2条十八）

[特別特定建築物]

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの。政令では、不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物として、学校、病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センター、体育館、水泳場、ポーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、

貸衣装屋、銀行、車両の停車場、船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの、駐車施設、公衆便所、公共用歩廊等があげられている。(出典：バリアフリー法 第2条十九、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 第4条)

な行

[内方線]

→「視覚障がい者誘導用ブロック」参照

[ノーマライゼーション]

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方(出典：内閣府「障害者基本計画」)

は行

[ハートビル法]

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年)の略称。一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設などの建築物について、バリアフリー化の努力義務を課したもの。改正ハートビル法(平成15年4月1日施行)では、一定条件の特別特定建築物の新設もしくは大規模な改良の場合は、バリアフリー化が義務づけられる。バリアフリー法の施行に伴い、交通バリアフリー法と統合・拡充された。(出典：ハートビル法)

[バリアフリー]

高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方(出典：「障害者基本計画」)

[バリアフリー法]

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年12月20日施行)の略称。従来の交通バリアフリー法では大規模な鉄道駅などの旅客施設を中心として、周辺道路や信号機等のバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの(出典：バリアフリー法)

[バリアフリー法(改正法)]

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成30年11月1日施行、平成31年4月1日施行)の略称。平成32年(2020年)東京

オリンピック競技大会・パラリンピック協議大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずることを目的として、平成30年5月に公布されたもの。さらに、令和2年6月19日、令和3年4月1日の施行で、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実等のソフト対策を強化することを目的として、令和2年5月に公布されたもの（出典：国土交通省）

## や行

### [ユニバーサルデザイン]

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、国籍、個人の能力などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（出典：「障害者基本計画」）

### [ユニバーサルデザイン 2020 行動計画]

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、全国のユニバーサルデザインの取組を推進していくため、様々な障害者団体等の参画を得て、平成29年2月に閣議決定された計画。（出典：「東京都福祉保健局『心のバリアフリー』の実践に向けたハンドブック」）

## ら行

### [路外駐車場]

一般公共の用に供する駐車面積の合計が500㎡以上であり、かつ都市計画区域内に設置し駐車料金を徴収するもの

## わ行

### [ワークショップ]

本来は「仕事場、作業場」の意味だが、最近では、価値観の違う人々が集まって、コミュニティの諸問題をお互いに協力して解決するために、アイデアを出しあい意志決定をする集まりを指す言葉として使われている。特に行政への市民参加を促進するために取り入れられることが多くなっている。通常の会議と異なり、あるテーマに沿って進行役（ファシリテーター）が、ゲームやグループディスカッションなど様々な手法を用い、参加者が自由に意見を言いやすいように工夫されていることや形式張っていないことなどが特徴。（出典：国土交通省関東運輸局 関東交通プランHP）